

拡大，縮小，見直し，廃止，終了事業一覧

継続 779  
 拡大 32  
 縮小 3  
 見直し 65  
 廃止 7  
 終了 17  
 計 903

政策	基本施策名称	施策名称	基本事務事業名称	対象者	開始年度	総合評価方向性	施策目標を達成するための取組方針
1	高齢期の生活を充実する	高齢者の自立促進	認知症対策事業	認知症高齢者とその家族など	H20	拡大	平成22年度に取りまとめた「宇都宮市の認知症高齢者等対策」に基づき、事業の推進に積極的に取り組む。 また、認知症の正しい知識や理解の普及を図るため、引き続き認知症サポーターを養成するとともに、平成23年度から、新たに、高齢者や家族等が早期段階で認知症に気づくことができるよう「認知症早期発見チェックリスト等」の配布に取り組む。また、今後は、市民に身近な場所での相談や受診ができるよう医師会などの関係機関と連携した支援体制の構築を図る。
1	障がいのある人の生活を充実する	障がい者の生活支援の充実	日中一時支援事業	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	H18	拡大	障がい児者の見守りや社会適応のための訓練などを実施し、日中の活動の場を確保するとともに、介護者の負担軽減に向け、既存施設の利用状況を精査しながら、適正な配置や実施箇所数を検討する。特に、医療的ケアが必要な障がい児者については、介護者の負担が大きく、利用者の声が年々高まっているが、受け入れが可能な施設が少ないことから、今後の法改正の動向を踏まえつつ、事業の充実について検討していく。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	子育て支援の充実	妊婦一般健康診査及び二次(精密)健康診査実施	妊婦	H8	拡大	妊娠中の異常の予防や早期発見、早期治療など妊婦の適正な健康管理と健診費用の負担軽減を図るため、平成23年度から公費負担上限額を引き上げ、健診内容の充実を図る。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	子育て支援の充実	幼児のむし歯予防事業(フッ化物塗布)	満2歳児から就学前の幼児	S44	拡大	むし歯予防事業として、フッ化物塗布の必要性を周知し、受診率の向上に努めるとともに、6歳臼歯のむし歯予防のため、平成23年度から、従前の未就学児までの対象年齢を、小学校1年生までへ拡大する。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	ひとり親家庭等への支援充実	母子父子家庭福祉対策事業	母子・父子家庭及び寡婦	S50	拡大	ひとり親家庭は、就労と子育てをひとりで担うため、その両立が困難な家庭が多くみられることから、安心して就業・自立に取り組め、雇用の安定が図られるよう、平成23年度から、企業との連携による就労支援事業を実施していく。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	子どもへの虐待防止対策の強化	虐待防止事業	児童(18歳未満)	H13	拡大	市民の関心の高まりによる通告件数の急激な増加から、児童虐待に対する体制を強化するため、平成23年度から、子ども家庭支援室を新設、同室へ教員を配置し学校との連携を強化する。また、地域における見守りや乳幼児健診未受診児の訪問事業などによる未然防止、早期発見、早期支援の充実強化に努める。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	子どもへの虐待防止対策の強化	家庭児童相談室	児童とその保護者等	S40	拡大	多様化、複雑化する家庭事情において、児童の養育の相談への対応は、問題解決までに困難を極める事例が多くなってきており、相談体制を強化するため、平成23年度に相談員を増員する。
1	日常生活の安心感を高める	交通安全対策の充実	交通安全教育	幼児・児童・生徒・高齢者	S49	拡大	これまでの交通安全教室を継続して開催していくとともに、高齢者を対象とした体験型の教室や若年ドライバーの事故防止対策として、平成23年度から、スクエアドストレイト方式を用いた教室を開催するなど、新たな教室内容に取り組む。
1	日常生活の安心感を高める	危機管理体制・危機対応能力の充実	小災害被災者援護事業	被災者	S44	拡大	災害時の被災者への援護事業の場合、対応の迅速さが重要となるため、東北地方太平洋沖地震や大規模な災害が発生した場合など、様々なケースや社会情勢に柔軟に対応する。
1	日常生活の安心感を高める	危機管理体制・危機対応能力の充実	災害時の情報の収集・伝達体制の強化	行政、市民、事業者等	H22	拡大	既に配備されていた無線等により、初動対応に際し迅速な情報収集を行うことができたが、より効果的な情報収集、連携強化のため増台を検討していくとともに、通信障害発生時等、万が一に備え補完的な手段についても併せて検討していく。また、住民に必要な情報を伝達する手段について検討していく。
2	信頼される学校教育を推進する	学力向上の推進	外国語指導助手派遣	城山西小および清原北小を除く全小中学校	H1	拡大	本市小中一貫教育における新教科「会話科」の指導の充実を図るため、平成23年度から新たに、小中一貫教育における外国語指導助手を1名配置し、外国語指導助手を合計26名とした。

政策	基本施策名称	施策名称	基本事務事業名称	対象者	開始年度	総合評価方向性	施策目標を達成するための取組方針
2	信頼される学校教育を推進する	豊かな人間性と健やかなからだの育成	食育推進事業:学校給食における米飯給食の推進	宇都宮市立小・中学校	S52	拡大	おいしいご飯を提供していくことはもとより、日本人の伝統的食生活の根幹である米飯を通じて、望ましい食習慣や食事マナーなどを身に付けさせていくため、自校炊飯校の計画的な拡大を図るとともに、関係機関等との連携のもとに米飯給食回数の拡大も検討するなど、米飯給食を通じた食育を推進すること。
2	信頼される学校教育を推進する	地域と連携した独自性のある学校経営の推進	魅力ある学校づくり地域協議会交付金	魅力ある学校づくり地域協議会	H18	拡大	予定通り協議会が全校に設置され、効率的に事業を推進している。各協議会では、地域との協力体制が整備され、充実した取組がなされている。さらに、学校教育の充実と家庭・地域の教育力向上が、より効果的に推進できるよう、平成23年度から、新たに、地域の教育活動をコーディネートする地域コーディネーターの活動支援などを行う「地域はみんなの学校づくり事業」として取り組んでいく。
2	信頼される学校教育を推進する	教育環境の充実	校舎耐震化事業	児童・生徒・教職員及び地域住民	H18	拡大	校舎の耐震化について、宇都宮市耐震改修促進計画に基づき、平成27年までの完了を目指し、耐震性の低い施設から順次整備を進めていく。
2	信頼される学校教育を推進する	教育環境の充実	体育館耐震化事業	児童・生徒・教職員及び地域住民	H19	拡大	校舎の耐震化について、宇都宮市耐震改修促進計画に基づき、平成27年までの完了を目指し、耐震性の低い施設から順次整備を進めていく。
2	信頼される学校教育を推進する	教育環境の充実	教育用パソコン整備事業	児童・生徒・教職員	H18	拡大	情報化に対応した環境について、これまでに整備した情報化の基盤を最大限に活用し、学校事務の効率化を更に進めるため、順次、教育用パソコンを配備し、教育環境の充実を図っていく。
2	信頼される学校教育を推進する	特別支援教育の充実	特別支援教育事業	特別な教育的ニーズのある児童生徒	H16	拡大	一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援ができるよう、教職員の指導力の更なる向上を図ること。また、かがやきルーム指導員を計画的に全校配置し、支援の場の拡大を図るとともに人的支援を有効活用し、児童生徒への支援の充実を図ること。今後は、関係課と連携を図り、幼児期から就労までの一貫した支援体制の整備に取り組んでいくこと。
2	個性的な市民文化・都市文化を創造する	文化活動環境の充実	うつのみや百人一首市民大会交付金	市民等	H7	拡大	文化活動への市民参加のきっかけづくりとして、また本市独自の文化素材である「小倉百人一首」の市民定着を図るため、平成23年度については、市民や児童が百人一首に触れることのできるイベントを開催する。また、学校の現場においても児童が「百人一首」に触れる機会の拡大を目指す。
2	健全な青少年を育成する	青少年の社会的自立の促進	青少年自立支援対策事業	おおむね35歳未満の青少年とその保護者	H18	拡大	雇用状況の悪化などの要因も重なり、社会的な自立に困難を抱える青少年は今後も増加することが見込まれる。そのため、引き続き、青少年自立支援センター独自の広報紙「ふらっぶだより」を自治会回覧するほか、「青少年自立支援ネットワーク会議」を効果的に活用し、相談窓口の周知を広く図ることで家庭に潜在化するニートやひきこもりの掘り起こしにつなげていくとともに、それらの相談に応じる相談員のスキルアップを図る。また、平成23年度から、新たに奉仕活動等の具体的行動を通して青少年の自信回復や就労意欲の醸成を図る「社会参加体験モデル事業」を実施していくことにより、青少年の社会的な自立に向けた支援策を促進する。
3	脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進(3Rの推進)	分別強化推進事業	市民、事業者	H15	拡大	ごみの減量化・資源化を図るためには、焼却ごみに混入している資源物(プラスチック製容器包装、紙類)の分別の徹底が必要であることから、リサイクル推進員と連携した自治会講習会や広報紙、イベントなどあらゆる機会を通じて、周知啓発活動を展開していく。なお、周知啓発にあたっては、分別による成果や効果についてわかりやすく情報を提供する「いわゆる「見える化」を踏まえ資料等を活用していく。
3	脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	廃棄物の適正処理の推進	地域住民による不法投棄監視	各地区のまちづくり組織等	H15	拡大	周辺14地区及び中心4地区においては、地域住民主体の不法投棄監視体制が整備されたことから、今後は中心21地区においても不法投棄監視体制が整備されるよう働きかけを行い、市民協働で不法投棄の未然防止に取り組んでいく。
4	地域産業の創造性・発展性を高める	就業・雇用環境の充実	雇用助成金	事業主都合による離職者等を常用雇用した事業主	平16	拡大	雇用の確保と就業支援のため、労働者を雇用した場合の助成は有用であり、平成23年度から、中小企業基本法に規定する中小企業者に準ずる中小事業者まで対象を拡大する内容に拡充して実施する。
4	地域産業の創造性・発展性を高める	就業・雇用環境の充実	トライアル雇用助成金	試行雇用奨励金の支給決定を受けた事業主	平21	拡大	試行雇用を通じて雇用の確保と就職困難者などの早期就職を促進するために有用であり、平成23年度から、既卒未就職者に対する試行雇用奨励金を対象とするなど内容を拡充して実施する。

政策	基本施策名称	施策名称	基本事務事業名称	対象者	開始年度	総合評価方向性	施策目標を達成するための取組方針
4	地域産業の創造性・発展性を高める	就業・雇用環境の充実	緊急地域雇用特別対策	失業者等	平21	拡大	解雇された非正規労働者や若年者・中高年者など就職困難な求職者、被災による離職者が増加していることから、国の緊急経済対策の動向を踏まえ、一時的・継続的な雇用の場の確保を推進する。
4	地域産業の創造性・発展性を高める	就業・雇用環境の充実	夜間職業訓練(資格取得講座)の実施	市内の非正規労働者	平21	拡大	非正規労働者の正規労働者へのステップアップや再就職、求職者の就職につなげるための資格取得を支援することは有用であり、高いニーズに応えるために、平成23年度から、講座内容や受講方法を拡大して実施する。
4	地域産業の創造性・発展性を高める	就業・雇用環境の充実	求人企業合同面接会	宇都宮公共職業安定所管内の求職者	平14	拡大	地域の雇用確保、就職支援のため求人企業と求職者のマッチングの場を提供することが必要であり、合同面接会を継続して実施する。また、新卒者の就職が困難な状況にあるため、平成23年度から、新たに、新卒予定者を対象とする面接会を開催する。
4	地域産業の創造性・発展性を高める	就業・雇用環境の充実	雇用支援対策事業	就職、再就職を希望する求職者・新卒予定者	平15	拡大	就職、再就職を希望する求職者の就業に結びつく各種講座の実施は有用であり、継続して実施するとともに、平成23年度から、新たに、新卒予定者向けの就活講座を開催する。
4	農林業の付加価値を高める	環境と調和した農林業の推進	バイオマスタウン推進事業	市、市民、学校、農協、森林組合、市内外の民間企業など	H21	拡大	本市では稲わらや家畜糞尿などの賦存量が多いことから、21年度に実施した農家アンケート結果等を踏まえたうえで、堆肥施用効果研究など耕畜連携を促進する取り組みを重点的に行っていく。
5	機能的で魅力ある都市空間を形成する	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	中心市街地活性化事業	市民、来街者	H21	拡大	中心市街地は、ネットワーク型コンパクトシティの都市拠点として、高次な都市機能や交通結節機能が集積する「本市の顔」として、市全体の発展を牽引し、まち全体の魅力の向上を図るうえで重要な役割を担うことから、中心市街地における都市機能の更新と活力の向上を図るため、平成21年度に「中心市街地活性化基本計画」を策定した。活性化に向けた施策・事業の円滑かつ着実な推進に向けた連絡・調整を図るため、平成23年度から庁内に「中心市街地活性化推進委員会」を新たに設置することから、民間事業者などで構成する既設の「中心市街地活性化協議会(平成21年4月設置)」と連携を図ることにより、公民が一体となり「中心市街地活性化基本計画」の円滑かつ着実な推進を図る。
6	市民が主役のまちづくりを推進する	協働によるまちづくりの推進	市民活動サポートセンター	市民活動団体、市民	H12	拡大	市民活動団体の支援のみならず、地域団体や企業等の各活動主体の連携体制構築やNPO等の組織基盤の強化など多様な支援を行う市民協働のまちづくりの拠点施設として、平成23年度中に(仮称)まちづくりセンターを整備する。
6	行政経営基盤を強化する	効果的で効率的な行政経営システムの確立	宇都宮ブランド戦略の推進	市内外の人、企業等	H20	拡大	「宇都宮ブランド推進協議会」を中心に、アンテナショップ「宮カフェ」や「愉快市民」、「愉快ショップ」など、市民・企業・団体が一体となった取組を積極的に展開し、戦略的に宇都宮ブランドを推進する。
6	市民の相互理解と共生のこころを育む	かけがえのない個人の尊重	配偶者暴力相談支援事業	DV被害者	H20	拡大	DV対策は喫緊の課題であり、一貫した対策を推進するため、20年度に設置した配偶者暴力相談支援センターを広く周知するとともに、平成21年3月に策定した「配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、DVの防止から被害者の自立支援まで各種事業を実施していくことに加え、平成23年度から、DV被害者の法律相談を実施するなど、支援体制の充実強化を図る。
2	信頼される学校教育を推進する	特別支援教育の充実	専門家チームによる巡回相談事業	児童・生徒・保護者・教職員	H10	縮小	全教職員に配布した指導資料を活用しながら事例検討会を実施し、教職員の指導力の向上を図ること。また、校内での支援体制が整うとともに相談件数が減少していることから、事業を縮小しながら代替となる相談事業について検討をすること。
3	農林業の付加価値を高める	安定した水田農業基盤の確立	宇都宮市農業機械士協議会補助金	農業機械士協議会 上河内農業機械士協議会 河内農業機械士協議会	S44	縮小	合併時調整を踏まえ平成21年度以降補助額を縮小し、平成23年度末に廃止する。今後は、あらゆる機会を捉え、農作業事故防止に対する啓発を行っていく。
3	農林業の付加価値を高める	安定した水田農業基盤の確立	宇都宮市水稲病害虫防除事業補助金	水稲病害虫防除事業推進協議会 ・上河内地区水稲病害虫防除事業推進協議会 ・河内地区水稲病害虫防除事業推進協議会	S62	縮小	平成21年度以降補助金を縮小し、23年度末に廃止するが、今後は事業実施主体に対し安全確保のための指導を行うとともに、散布区域近隣住民に対する事前の広報・周知を図っていく。

政策	基本施策名称	施策名称	基本事務事業名称	対象者	開始年度	総合評価 方向性	施策目標を達成するための取組方針
1	保健・医療サービスの質を高める	健康づくりの推進	在宅歯科診療	65歳以上の在宅者で、歯科診療を受けることが困難な市民	H3	見直し	歯科医院への通院が困難な65歳以上の在宅寝たきり者に対し、歯科診療を受ける機会を確保するために実施してきた事業であるが、最近では、同様のサービスを実施する民間事業者も出てきており、市の役割を整理する必要がある。
1	高齢期の生活を充実する	高齢者の自立促進	はり・きゅう・マッサージ施術料の助成事業	70歳以上の高齢者等	H2	見直し	市民ニーズを踏まえ、事業内容の見直しを検討する。
1	高齢期の生活を充実する	高齢者の自立促進	老人福祉電話の設置	安否確認が必要な65歳以上の高齢者	S49	見直し (統合)	類似事業との整理・統合の検討を行いつつ、適切に事業を実施する。
1	高齢期の生活を充実する	高齢者の生きがいづくりの充実	長寿祝記念品贈呈事業	80, 90, 100歳の高齢者	H10	見直し	高齢化が進展するなか、市民ニーズを踏まえ事業内容を見直す。
1	障がいのある人の生活を充実する	障がい者の社会的自立の促進	心身障がい者福祉手当給付事業(扶助費)	身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳B1以上で、国の手当を受給していない障がい者	S44	見直し	障がい者の社会的自立の促進に向け、重度心身障がい者の経済的な負担を軽減し、安心した在宅生活に資するものであることから、事業を継続するが、所得保障を含む国の制度改正等の内容を踏まえ、必要な見直しをする。
1	障がいのある人の生活を充実する	障がい者の社会的自立の促進	障がい者生活支援事業	地域において生活支援を必要とする在宅の障がい者及びその家族	H18	見直し (充実)	障がいの種別に関わらず、いつでも身近な場所で適切な相談支援が可能となるよう、既存の障がい者生活支援センターの統廃合も含め、総合的な相談支援体制の再構築、体制の整備を行い、事業の強化・充実を図る。
1	障がいのある人の生活を充実する	障がい者の社会的自立の促進	特定疾患患者福祉手当給付事業(扶助費)	市が指定する疾患に該当し、心身障がい者福祉手当を受給していない者	S49	見直し	疾患を有する者の経済的な負担を軽減し、安心した在宅生活に資するものであることから、事業を継続するが、所得保障を含む国の制度改正等の内容を踏まえ、必要な見直しを検討する。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	児童健全育成環境の充実	チビッコ広場整備事業費(単独)	自治会等	S49	見直し (適正化・効率化)	チビッコ広場の必要性を見極めるため、自治会等へのニーズ調査を実施し、それらの意見などを踏まえながら継続や廃止の方向性を検討するとともに、継続するものについては、遊具の点検を実施し、危険度の高い遊具から必要に応じて撤去、修繕を行い、子どもたちが安全に遊べる広場環境の整備する。また、制度自体のあり方を再検討する。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	児童健全育成環境の充実	青少年の居場所づくり事業	小学生・中学生・高校生	H15	見直し	地域における青少年の居場所は、異世代交流などを通して人間性や社会性を養う上で有効であるが、対象者や手段が類似する宮っ子ステーション事業などとの役割を再認識し、地域団体などとの連携を図りながら今後も設置促進を図る。また、広報紙や「宮っこ子育て応援ナビ」など様々な媒体を活用した効果的な広報を行うとともに、中高生の利用増加や交流、情報交換を促進する仕組みを検討する。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	子育て支援の充実	すこやか親子講座(子育て講座)	乳児とその保護者	H16	見直し	育児に関する正しい知識の提供などを通して育児不安の軽減をより効果的に図れるよう、すこやか親子講座を含めた地域拠点で実施している健康教育事業の見直しを検討する。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	子育て支援の充実	地区における健康教育実施	乳幼児とその保護者	S29	見直し	育児に関する正しい知識の提供などを通して育児不安の軽減をより効果的に図れるよう、すこやか親子講座を含めた地域拠点で実施している健康教育事業の見直しを検討する。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	子育て支援の充実	訪問指導	主に乳幼児・児童とその保護者	S29	見直し	保健師等の訪問による支援を必要とする全家庭に対し、関係機関等と連携を図りながら、個々のニーズに合わせた支援を実施する。また、養育支援訪問指導の対象である、低体重児の訪問についても、母子の訪問事業として一体的に取り組んでいけるよう検討する。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	子育て支援の充実	養育支援訪問指導	低出生体重児等とその保護者	H8	見直し	低出生体重児やハイリスクケースが増加しており、こんにちは赤ちゃん事業などの他事業との十分な連携を図り、養育支援が必要な家庭への支援を行う。

政策	基本施策名称	施策名称	基本事務事業名称	対象者	開始年度	総合評価方向性	施策目標を達成するための取組方針
1	愛情豊かに子どもたちを育む	ひとり親家庭等への支援充実	遺児手当(扶助費)	市内に住所を有し、父母の一方または両方が死亡した児童(義務教育終了前)を監護・養育している者	S44	見直し	ひとり親家庭が将来にわたり自立していくためには、就業支援や保育・子育てにおける生活面への支援など、総合的な自立支援策が必要であることから、本市独自に実施してきた現金給付を見直し、新たな就業・自立支援策への転換を図る。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	ひとり親家庭等への支援充実	児童福祉手当(扶助費)	市内に住所を有し、死亡以外の事由で父母の一方又は両方の養育を受けられない児童(義務教育終了前)を監護・養育している者	S46	見直し	ひとり親家庭が将来にわたり自立していくためには、就業支援や保育・子育てにおける生活面への支援など、総合的な自立支援策が必要であることから、本市独自に実施してきた現金給付を見直し、新たな就業・自立支援策への転換を図る。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	ひとり親家庭等への支援充実	母子家庭等援護費支給(扶助費)	遺児手当または児童福祉手当を受給している、12月1日において引続き3か月以上市内に住所を有している者	S50	見直し	ひとり親家庭が将来にわたり自立していくためには、就業支援や保育・子育てにおける生活面への支援など、総合的な自立支援策が必要であることから、本市独自に実施してきた現金給付を見直し、新たな就業・自立支援策への転換を図る。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	ひとり親家庭等への支援充実	母子家庭等への入学祝金の支給(扶助費)	遺児手当または児童福祉手当を受給している、小・中学校に入学する児童がいる者。	S50	見直し	ひとり親家庭が将来にわたり自立していくためには、就業支援や保育・子育てにおける生活面への支援など、総合的な自立支援策が必要であることから、本市独自に実施してきた現金給付を見直し、新たな就業・自立支援策への転換を図る。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	ひとり親家庭等への支援充実	母子相談員及び母子父子協力員	母子家庭の母及び父子家庭の父	H8	見直し	母子自立支援員として効果的な支援が実施できているため、平成23年度から、母子父子協力員は廃止し、母子自立支援員事業とする。今後は、相談支援活動の展開や母子自立支援員の研修等、更に経済支援(母子寡婦福祉資金貸付)については、償還指導の手法も含めた支援の展開を図る。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	子どもへの虐待防止対策の強化	児童自立生活援助事業補助金	義務教育終了後の児童(18歳未満)	H15	見直し	やむを得ない事情で家に帰れない児童について、自立援助ホームへの直接の入所ではなく、今後は警察や児童相談所からの措置による児童の入所に切り替えていくため、事業の見直しをする。
1	都市の福祉力を高める	ユニバーサルデザインの推進	やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金	本市区域内で公共的施設のバリアフリー整備をする事業者等	H12	見直し	民間の公共的施設については、新設施設のユニバーサルデザイン化が浸透していることから、補助金制度の申請対象を既存施設の改修に限定するなど制度内容の見直しが必要である。
1	都市の福祉力を高める	社会福祉施設の充実	老人福祉施設整備費補助金	社会福祉法人等	H8	見直し	第4期介護保険事業計画(H21～23)に基づき、介護サービスに係る基盤整備の一環として引き続き施設整備を推進する。また、施設規模や施設形態、法人の運営効率等を総合的に勘案し、適正な補助単価の設定について見直しを図る。
1	都市の福祉力を高める	社会福祉施設の充実	障がい者福祉施設整備費補助金	社会福祉法人	H8	見直し	障がい者が住み慣れた地域において安心した生活を送ることができる環境を引き続き整備する必要があるが、施設規模や施設形態、法人の運営効率等を総合的に勘案し、適正な補助単価の設定の見直しを図る。
1	日常生活の安心感を高める	防犯対策の充実	子どもの安全対策事業	市民	H17	見直し	地域住民による子どもの見守りの取り組みが充実してきたことや、宇都宮防犯協会が児童への意識啓発事業として平成23年度より防犯ブザーの配布事業を実施するため、市からの貸与は平成22年度で終了するが、子どもの安全対策の充実を図るため、引き続き、不審者情報の配信や青色防犯パトロールを実施していく。
1	日常生活の安心感を高める	交通安全対策の充実	交通指導員制度	児童	S45	見直し	児童が安心して登校できるよう事業を継続する。ボランティアやスクールガードリーダーとの役割分担について学校と調整し、また、制度のあり方、適切な場所への配置など学校や地域の関係機関と協議し、見直しを行う。
1	日常生活の安心感を高める	交通安全対策の充実	違法駐車防止対策事務費	自動車利用者	H6	見直し	違法駐車台数が大幅に減少してきていることから、違法駐車台数の調査を引き続き行いながら本事業について検証し、啓発活動の手法や必要性について検討する。
1	日常生活の安心感を高める	消防力・救急救助体制の充実	消防施設整備事業	市民	S24	見直し	消防施設の耐震化を含む施設の建て替え・改修は、消防力維持には必要不可欠であり、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくが、厳しい行財政環境を踏まえ、建て替えのあり方(建設コストの軽減等)について必要な見直しを行う。
1	日常生活の安心感を高める	消防力・救急救助体制の充実	消防団各分団運営交付金	消防団	S51	見直し	消防団の活性化は、本市消防防災体制の確保・充実に不可欠であり、消防団組織の円滑な管理・運営の推進及び地域住民の安全・安心の確保を目的とする消防団活動の助成は重要である。今後は、より効果的な交付金のあり方を検討するなど、必要な見直しを行う。

政策	基本施策名称	施策名称	基本事務事業名称	対象者	開始年度	総合評価方向性	施策目標を達成するための取組方針
2	生涯にわたる学習活動を促進する	生涯学習活動への支援充実	生涯学習センター文化祭負担金	市街地(上河内・河内含む)生涯学習センター利用団体が開催する文化祭	S42	見直し	市民の学習活動の成果を発表する場として生涯学習活動の促進に必要な事業であり、一般観覧者を増やすことだけでなく、参加者も増やす方法について検討する必要があること。
2	信頼される学校教育を推進する	教育環境の充実	リフレッシュスクール事業	児童・生徒・教職員	H20	見直し	施設整備について、普通教室等の冷房化は完了したが、今後、老朽化したトイレの整備などにより、教育環境の充実を図っていく。また、厳しい財政状況の中、効果的・効率的な事業のあり方を検討していく。
2	個性的な市民文化・都市文化を創造する	文化活動環境の充実	市民芸術祭共催事業負担金	市民等	S55	見直し	更に質の高い事業の展開を目指し、行政の役割の見直し等(財団への事務移管等)について、検討する。
2	個性的な市民文化・都市文化を創造する	文化的資源の掘り起こし、保存、継承	文化財周知啓発事業	市民	H3	見直し	市民共有の財産である指定文化財の保存・活用を推進し、文化財愛護精神の高揚を図るため、文化財展示施設の活用や、文化財ボランティアとの連携、HPでの新たなコンテンツの開発、パンフレット発行などによる周知啓発事業の方法について検討する。
2	個性的な市民文化・都市文化を創造する	文化活動環境の充実	宇都宮エスペール文化振興事業	若手芸術家・市民	H13	見直し	若手芸術家の育成のため、平成23年度から、宇都宮エスペール賞受賞者と市民がふれあい場の提供する育成支援事業(プロボート事業)と宇都宮エスペール賞授与を隔年で実施することに見直しした。
2	生涯にわたるスポーツ活動を促進する	スポーツ活動環境の充実	スポーツ施設等の整備	市民、利用者	—	見直し	東日本大震災による被災施設の修繕に優先的に取り組むとともに、市民ニーズや施設の老朽化等の状況を的確に捉えながら、計画的な施設改修や機能向上を行うとともに、人口減少社会や厳しい財政状況などに応じたスポーツ施設のあり方について検討する必要がある。
3	脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	廃棄物の適正処理の推進	ごみ処理施設整備(北清掃センター)	全ての市民、事業者	S54	見直し	供用開始から32年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、平成23年度末に北清掃センターの焼却炉を休止する。今後、焼却ごみの排出状況や収集効率等の観点から、焼却処理施設の集約化を見据えた施設整備を中期的に行い、効果的・効率的なごみ処理体制を構築していく。
3	脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	廃棄物の適正処理の推進	し尿処理施設整備(東横田清掃工場)	全ての市民、事業者	S57	見直し	施設全体の老朽化や搬入量の減少を踏まえ、計画的・効果的に整備工事を行い、施設の安定稼働を確保する。また、今後については、下水道施設での一体処理など本市の実情にあった効果的・効率的なし尿処理体制を検討する。
3	脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	良好な生活環境の確保	河川・地下水調査	市民	S49	見直し	河川や地下水に係る環境基準の達成状況を把握するため、継続的に監視を実施するとともに、公共用水域調査について、測定地点、項目、頻度を精査し、効果的・効果的な監視を行っていく。
3	上下水道サービスの質を高める	水道水の安心給水の推進	水源地域の住民との相互交流事業	水源地域及び水道利用者	H2	見直し	水源地である栗山地区と下流利水地区との住民交流事業について、社会環境の変化を踏まえ、より効果的な事業手法を検討していく。ダム建設事業の終了が間近なことから、将来の事業の廃止を含めた今後のあり方について検討していく。
3	上下水道サービスの質を高める	下水の適正処理の推進	合併処理浄化槽設備整備事業	市民	S63	見直し	国・県の補助金制度の状況を踏まえ、平成23年度に改定を予定している「生活排水処理基本計画」に基づき、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進していく。
3	上下水道サービスの質を高める	顧客重視経営の推進	上下水道探検ツアー	市民	S33	見直し	上下水道施設の見学は、事業に対する理解と関心を高めるために有効であるが、より効果的な事業とするため、日程やコース等内容の改善を図る必要がある。
3	上下水道サービスの質を高める	顧客重視経営の推進	上下水道モニター	上下水道利用者	H5	見直し	利用者の率直な意見等を直接聴取し、双方向にコミュニケーションを図る手段として有効であるが、意見・要望等の単一化、申込者の減少及び年齢の偏り等の課題があることから、会議の回数や手法について見直す必要がある。
4	地域産業の創造性・発展性を高める	地域特性を生かした産業集積の促進	高度技術産学連携推進協議会負担金	栃木県高度技術産学連携推進協議会(県・5市4町・大学及び産業支援機関等)	H12	見直し	地域内からの創業や新事業創出のため、高度技術振興基金事業のあり方について、引き続き検討する必要がある。

政策	基本施策名称	施策名称	基本事務事業名称	対象者	開始年度	総合評価 方向性	施策目標を達成するための取組方針
4	地域産業の創造性・発展性を高める	地域特性を生かした産業集積の促進	栃木科学・技術シンポジウム共催負担金	栃木科学・技術シンポジウム運営委員会(宇都宮大学)	H13	見直し	効果的な事業展開を検討するとともに、本市の産業振興の方向性を踏まえ、事業全体のあり方についても併せて検討を進めていく。
4	地域産業の創造性・発展性を高める	地域特性を生かした産業集積の促進	高度技術産学連携地域対象事業補助金	(財)栃木県産業振興センター	H13	見直し	起業から研究開発、事業化まで総合的かつ広域的に支援できる団体は他にはないが、高度技術産学連携地域の果たす役割が変化してきていることから、効果的な連携について検討する。
4	地域産業の創造性・発展性を高める	就業・雇用環境の充実	雇用支援対策基金費	雇用支援対策基金	平15	見直し	雇用対策に係る費用を確保するための基金であるが、新たな積み増しの予定がなく、平成24年度中に基金残高がなくなる見込みのため、雇用支援策に要する費用及び基金のあり方について検討する。
4	地域産業の創造性・発展性を高める	就業・雇用環境の充実	中小企業等勤労者福利厚生資金融資貸付金	市内の中小企業勤労者	昭44	見直し	中小企業勤労者の福利厚生・教育文化向上を図るための生活資金の融資制度であるが、近年利用実績がないことや、他機関で同種の制度があることから、見直しを検討する。
4	商工業の活力を高める	商店街の魅力向上	中心商業地出店等促進事業補助金	中心商業地の空き店舗に出店した経営者	H10	見直し	中心商業地の一体的な魅力づくりのため、また、出店者の経営が補助に依存し過ぎないものとするため、平成23年度から、商店街が計画等に基づいて誘致する業種等について内装・外装費の補助率を引き上げ、家賃補助の期間を1年から6か月間とすることに見直した。中心商店街の空き店舗は依然として多いことから、引き続き、支援を継続していく中で、出店者に対する経営相談の強化など、店舗経営の継続のための支援を商店街、商工会議所と連携して行っていく。
4	農林業の付加価値を高める	安定した水田農業基盤の確立	水田農業構造改革事業交付金	米の需給調整を実施し、対象作物を販売する農業者	H16	見直し (充実)	国の農業者所得補償制度の動向を見据え、平成23年度から、「担い手農地集積事業」における助成対象に畑地を追加するなど、交付金メニューの見直しを実施した。今後も引き続き、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全とともに、水田等を最大限に利用した食料自給力、自給率の維持・向上を図るため、国の農業者戸別所得補償制度を有効に活用しながら、本市の地域性に対応した「担い手の育成・確保」、「売れる米づくりの推進」等を図る。
4	農林業の付加価値を高める	安定した水田農業基盤の確立	適正施肥推進事業(水田農業)	宇都宮農業協同組合	H21	見直し	土壌マップは完成しているが、市内全域を網羅しているものではなく、診断エリア外の農家に対する支援について検討していく
4	農林業の付加価値を高める	環境と調和した農林業の推進	農地・水・環境保全向上対策(共同活動)	農業者を中心として、地域住民や自治会など非農家の構成員(主体)の参加により組織された活動組織		見直し	農業資本、社会資本としての農地等の機能の維持・向上や農村環境の向上は重要であるため、支援方法及び支援内容について検討していく。
4	農林業の付加価値を高める	環境と調和した農林業の推進	農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)	環境負荷低減かつ先進営農に取り組んだ組織	H19	見直し	地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上のため、今後も地域が協働で環境に配慮した先進的な営農活動に取り組んでいく必要があり、支援・推進の手段について継続して検討していく。
4	魅力ある観光と交流を創出する	おもてなしの向上	首都圏マスメディア活用事業	主に首都圏在住者	H21	見直し	マスメディア活用による戦略的な情報露出、観光資源や名産品等の本市の魅力を伝える観光セールスを一層強化するため、平成23年度から、首都圏キャンペーン事業と併せて、「観光セールス強化事業」へと統合した。今後は、観光動態調査より、来訪のきっかけとなる情報源で旅行雑誌の割合は高く、より効果的な観光資源のPRを行うため、対象エリアの拡大など事業の見直しを検討していく。
4	魅力ある観光と交流を創出する	観光資源の活用促進	首都圏キャンペーン参画事業	主に首都圏在住者	H21	見直し	マスメディア活用による戦略的な情報露出、観光資源や名産品等の本市の魅力を伝える観光セールスを一層強化するため、平成23年度から、首都圏マスメディア活用事業と併せて、「観光セールス強化事業」へと統合した。今後は、首都圏キャンペーンやイベントに参画することにより、首都圏在住者等に直接観光PRが出来ている。関係団体や関係課等と連携し、より効果的なPRや内容の充実を図るため、対象エリアの拡大など事業の見直しを検討していく。
5	円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する	公共交通ネットワークの充実	ユッピー号運行事業費	上河内地域の住民	H13	見直し	上河内地域の住民にとって必要な移動手段を確保するため、本市の公共交通ネットワークの考え方を踏まえながら、地域特性やニーズに合った新しい公共交通への転換に向けて地域住民による検討組織と連携を図りながら取り組んでいく。

政策	基本施策名称	施策名称	基本事務事業名称	対象者	開始年度	総合評価方向性	施策目標を達成するための取組方針
5	円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する	公共交通ネットワークの充実	生活バス路線維持費補助金(河内地区)	宝井地区の児童・生徒など	H16	見直し(統廃合)	宝井地区住民等の移動手段を継続的に確保するため、事業者等と調整を図りながら他の赤字バス路線に対する補助制度との整合を図っていく。
5	高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する	市民生活の情報化の推進	地域情報ネットワークの運用	市民、本市への来訪者	H14	見直し	公共情報端末について、地区別の配置や施設別の利用状況等のバランスを踏まえ、配備数の見直しを行い、より効果的・効率的な運用を行う。
6	市民が主役のまちづくりを推進する	協働によるまちづくりの推進	宇都宮歩け歩け大会実行委員会交付金	宇都宮歩け歩け大会実行委員会(構成団体130団体)	H6	見直し	市民が主体となって、大会運営していけるよう事業内容の見直しを進める。
6	市民が主役のまちづくりを推進する	地域主体のまちづくりの促進	上河内リサイクル推進活動補助金	リサイクル推進部会	H20	見直し(統廃合)	上河内地域においても、地域まちづくり組織が設置されたことから、旧市域と同様に、平成22年度から「協働の地域づくり支援事業補助金」に集約した。リサイクルの推進やごみの減量化などについて地域ぐるみで取組むためには、意識の醸成などの必要な支援を行っていく。
6	市民が主役のまちづくりを推進する	地域主体のまちづくりの促進	上河内地域防犯活動支援補助金	地域の防犯活動を主導する団体(上河内防犯連絡会)	H20	見直し(統廃合)	上河内地域においても、地域まちづくり組織が設置されたことから、旧市域と同様に、平成22年度から「協働の地域づくり支援事業補助金」に集約した。地域住民との協働による安全安心なまちづくりを目指し、地域の主体的かつ継続的な活動を支援していく。
6	市民が主役のまちづくりを推進する	地域主体のまちづくりの促進	地区市民センター地域振興事業	市民	H15	見直し	これまで、個人の趣味のための講座を中心に地域振興事業を展開してきたが、平成22年度から、安全・安心なまちづくりに関する講座の開催など、まちづくりのためのひとづくりを目的とした人材育成事業として実施する。
6	市民が主役のまちづくりを推進する	地域主体のまちづくりの促進	河内地域情報紙発行事業	地域住民	H19	見直し	これまで、市が地域情報紙の編集等を支援してきたが、今後、地域が主体的に発行できるよう意識の醸成を図るとともに、編集体制の整備などの支援を展開していく。
6	市民が主役のまちづくりを推進する	地域主体のまちづくりの促進	上河内地域情報紙	地域住民	H19	見直し	これまで、市が地域情報紙の編集等を支援してきたが、今後、地域が主体的に発行できるよう意識の醸成を図るとともに、編集体制の整備などの支援を展開していく。
6	市民が主役のまちづくりを推進する	地域主体のまちづくりの促進	河内さざ草園事業	地域住民	H19	見直し	地域の愛好者により保全されてきたサギソウを幅広い世代と地域住民が親しめる地域のシンボルとして事業の見直しを図り、地域住民が主体となった地域の特色ある事業を展開していく。
6	市民が主役のまちづくりを推進する	地域主体のまちづくりの促進	協働の地域づくり補助金	地域まちづくり組織	H15	見直し(充実)	地域まちづくり活動に対し交付する当該補助金について、地域の自主性、自立性を尊重し、地域が活用しやすいものとなるよう、補助メニューの弾力化などを検討する。
6	市民が主役のまちづくりを推進する	市民の市政への参画促進	協働事業提案制度	市民	H20	見直し	これまで実施した提案事業の検証等も行いながら、協働事業提案制度のあり方を見直す。
6	市民の相互理解と共生のこころを育む	多文化共生の地域づくり	在住外国人自立化支援事業	市民(在住外国人)	H19	見直し	在住外国人が安心して生活するために日本語習得は必要不可欠であり、継続した支援が必要であるが、生活習慣理解講座についてはニーズに応じた実施方法に変更することにより効率化を図る。



政策	基本施策名称	施策名称	基本事務事業名称	対象者	開始年度	総合評価方向性	施策目標を達成するための取組方針
1	日常生活の安心感を高める	交通安全対策の充実	交通安全協会補助金	交通安全協会	S22	廃止	当協会が実施する高齢・若年運転者技術向上対策講習会(ドライビングスクール)については、会場が遠方にあり、数年前と比較し参加者数が激減するなど参加者が少ないことから、本市が実施する身近な地域で実施できる交通安全教室などの事業の見直しを図り、平成22年度をもって当協会への補助は廃止する。
1	日常生活の安心感を高める	消費生活の向上	リサイクル運動推進事業	市内在住者または在勤者	S50	廃止	「夏休み親子リサイクル教室」についても、平成22年度をもって事業終了とし、消費者教育に組み込んで実施していく。
2	信頼される学校教育を推進する	地域と連携した独自性のある学校経営の推進	地域から学ぶ校外学習推進事業	全小学校 3年生の全児童	H20	廃止	事業開始時は、合併に伴い、旧2町の児童が宇都宮市への理解を深めることを目標のひとつとしており、その目標は達成できたと考えられる。また、小学校3年生は小中一貫教育の「基礎期」にあたり、学校を中心とした地域に愛着をもち自分たちの住んでいる地域について学ぶことを重視することから、今後は、地域内における校外活動や地域の住民との体験活動を学校独自の計画で行うこととし、当該事業については、平成22年度をもって廃止する。
4	農林業の付加価値を高める	農産物の産地力の向上	牛受精卵移植促進事業補助金	JAうつのみや ET研究会	H16	廃止	これまで、受精卵移植技術の利用により優良な血統の和牛肥育元牛の生産拡大を図ってきたが、受胎率は50%程度と低水準にあることから、平成22年度をもって本事業を廃止する。
6	市民の相互理解と共生のこころを育む	男女共同参画の推進	結婚相談事業	市内に居住又は勤めている独身者	S25	廃止	結婚相談事業の開始から60年が経過し、社会状況や結婚に関する市民意識が変化している。また登録数の減少等により登録制による紹介事業の継続は難しいことから、平成22年度をもって結婚相談事業を廃止し、今後は未婚の男女を対象とした結婚活動支援事業へ転換していく。
6	市民の相互理解と共生のこころを育む	男女共同参画の推進	海外研修派遣市負担金	市内に居住する満36歳以上55歳未満の女性で、積極的に男女共同参画等の分野で活動している指導的役割を果たす市民	S55	廃止	県が事業の見直しを行い、海外研修から国内研修に変更したことから、当事業は、平成22年度をもって廃止する。
6	市民の相互理解と共生のこころを育む	男女共同参画の推進	ファザーリングフェスタ交付金	宮っこフェスタ実行委員会	H20	廃止	ファザーリング(父親であることを楽しむ生き方)イベントには、多くの市民が参加し、市民の意識が向上していることから、平成22年度をもって終了とする。今後は、より日常生活に浸透するよう、父子を対象とした実践的講座の実施など、各家庭での取り組みに結びつく効果的な手法を検討しながら事業を展開していく。
1	障がいのある人の生活を充実する	障がい者の社会的自立の促進	就労支援事業補助金	一般就労を目指す障がい者	H15	終了	当該補助事業は、平成22年4月に、県が設置した宇都宮圏障害者就業・生活支援センターの業務内容と重複することから、平成22年度をもって廃止する。
1	愛情豊かに子どもたちを育む	ひとり親家庭等への支援充実	母子寡婦福祉資金貸付事務費	母子寡婦福祉資金に係る事務費	H8	終了	平成22年度をもって、当該貸付金の電算管理システムの導入が完了したことから、本事業は終了とする。今後、電算管理システムを十分に活用し、引き続き事務の効率化とサービスの向上に努める。
1	都市の福祉力を高める	保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実	ちとせ寮入所者の生活支援	原則65歳以上で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において生活を営むことが困難な者	S28	終了	平成23年3月に新施設が開設し、入所者移転が行われ、施設運営事業者による生活支援が開始されたことから、本事業は終了とする。
1	都市の福祉力を高める	社会福祉施設の充実	ちとせ寮・松原荘再整備補助金	社会福祉法人	H20	終了	平成22年度をもって、施設整備が完了したことから、当該補助金の交付についても終了とする。
1	都市の福祉力を高める	保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実	松原荘入所者の生活支援	市内に住む60歳以上の者で、単身生活者又は家庭環境、住宅等の理由により住宅において生活することが困難な者	S48	終了	平成23年3月に新施設が開設し、入所者移転が行われ、施設運営事業者による生活支援が開始されたことから、本事業は終了とする。
2	生涯にわたる学習活動を促進する	生涯学習活動への支援充実	南図書館建設推進費	市内に居住または、通勤、通学する人及び県央6市5町に居住する人	H17	終了	本事業は終了とするが、本市の「人づくり」に資する社会教育・生涯学習の拠点施設として、今後は官民連携の下で、施設の持つ各種機能をより効果的・効率的に発揮できるよう、ソフト面の充実を図っていくこと。

政策	基本施策名称	施策名称	基本事務事業名称	対象者	開始年度	総合評価方向性	施策目標を達成するための取組方針
3	脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	環境保全行動の推進	環境絵画展の開催	市内小学生	H9	終了	もったいない運動の一環として、環境に関して興味をもってもらうきっかけとして有効な事業であり、平成22年度からは、もったいない市民組織が実施する事業として実施していく。
3	上下水道サービスの質を高める	水道水の安心給水の推進	白沢浄水場施設整備事業	水道利用者	H19	終了	供用開始から42年が経過し、施設全体として老朽化が著しかった本施設の整備については、計画どおり平成22年度をもって事業を完了した。
4	商工業の活力を高める	商店街の魅力向上	中心商店街景観整備支援事業補助金	中心商店街で景観整備を行った商店街	H14	終了	池上通り商店街の景観整備工事は、平成22年度をもって終了とするが、整備を商店街の集客力や回遊性の向上に結びつけるためのソフト事業については商店街と連携し、引き続き研究を行っていく。
4	商工業の活力を高める	商店街の魅力向上	中心商店街共同施設整備支援事業補助金	オリオン通り商店街振興組合	H22	終了	買物客の利便性向上及び商店街の新たな魅力づくりを図るため、商店街と連携を図りながら、平成22年度をもって、共同設備(アーケード)の更新が完了したことから、本事業は終了とする。
4	商工業の活力を高める	安定した経営基盤の確立	上河内商工会事業補助金	上河内商工会	S44	終了	上河内商工会との合併に伴い、平成22年度をもって、本事業は終了とする。合併を機に補助金のあり方等を統合整理したところであり、今後は合併後のうつのみや市商工会に対する経営支援の一層の充実を図る。
4	商工業の活力を高める	安定した経営基盤の確立	河内商工会事業補助金	河内商工会	S58	終了	河内商工会との合併に伴い、平成22年度をもって、本事業は終了とする。合併を機に補助金のあり方等を統合整理したところであり、今後は合併後のうつのみや市商工会に対する経営支援の一層の充実を図る。
4	商工業の活力を高める	安定した経営基盤の確立	大谷石産業販路拡大事業補助金	大谷石材協同組合	H13	終了	平成23年度から、中小企業等の全国規模の展示会への出店に係る費用を補助する「大谷石販路開拓支援補助事業」、企業等の大谷石の特性を活用した商品開発に係る研究費等を補助する「大谷石特性活用補助事業」を新設し、本事業については、これらに統合し、終了する。
5	機能的で魅力ある都市空間を形成する	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業	権利者で構成する地元組織(再開発準備組合、市街地再開発組合)	H18	終了	本事業は、中心市街地における都市施設の整備や都心居住の推進、景観や賑わいの創出など、機能的で魅力ある都市空間を形成するうえで重要な事業であり、センターコアの形成にも欠かせない事業である。地元再開発組合に対する、計画的な事業運営等の指導により予定どおり、平成22年度に竣工した。
5	機能的で魅力ある都市空間を形成する	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業	権利者で構成する地元組織(再開発準備組合、市街地再開発組合)	H19	終了	本事業は、都市型住宅と宿泊施設を併設した複合型居住施設の整備として、JR宇都宮西口周辺地区の高度かつ有効な土地活用を促進し、都市機能の集積や拠点性の更なる向上を図り、観光交流や都心居住を推進するうえで重要な事業である。地元再開発組合に対する、計画的な事業運営等の指導により予定どおり、平成22年度に竣工した。
5	機能的で魅力ある都市空間を形成する	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	宇都宮市鶴田第1土地区画整理事業	事業計画決定区域(鶴田町の一部 42.9ha)関係権利者(450人)及び市民	H5	終了	円滑な換地処分と清算業務の推進により、平成22年度をもって事業が終了した。
5	機能的で魅力ある都市空間を形成する	緑と憩いの拠点づくりの推進	八幡山利用促進事業	市民	H14	終了	「八幡山公園における競輪場との一体利用促進事業計画」に基づき、競輪場の再整備に併せ実施する公園整備が、平成22年度をもって完了した。